

## 教務会議等の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則第28条および市立函館病院高等看護学院学則施行細則第13条の規定により設置する教務会議その他必要な会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (教務会議)

第2条 教育に関する具体的事項および学院運営に関する具体的事項を協議するため、教務会議を設ける。

2 教務会議は、副学院長、教務課長、主査および教員をもって構成する。

3 教務会議は、教務課長が招集し、月4回以上開催するものとする。

4 教務会議は、次の事項を協議する。

- (1) 教育方針、教育計画および教育内容に関すること。
- (2) 教育指導に関すること。
- (3) 学生の健康管理に関すること。
- (4) 学生の生活指導に関すること。
- (5) 学院運営に関する連絡、調整に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

### (カリキュラム会議)

第3条 当該年度のカリキュラムの計画、実施、評価を行うとともに、次年度に向けた修正を検討するため、カリキュラム会議を設ける。

2 カリキュラム会議は、副学院長、教務課長、主査および教員をもって構成する。

3 カリキュラム会議は、教務課長が招集する。

4 カリキュラム会議は、次の事項を協議する。

- (1) カリキュラム全般ならびに学年ごとの進度および課題に関すること。
- (2) 次年度のカリキュラムに関すること。
- (3) その他必要と認めること。

### (自己点検自己評価会議)

第4条 自己点検自己評価を実施、評価、検討を行うため、自己点検自己評価会議を設ける。

2 自己点検自己評価会議は、副学院長、教務課長および主査をもって構成する。

3 自己点検自己評価会議は、教務課長が招集する。

4 自己点検自己評価会議は、次の事項を協議する。

- (1) 自己点検自己評価項目について評価すること。
- (2) 学校運営について評価し、課題を明確にすること。
- (3) その他必要と認めること。

(進級判定会議)

第5条 学生の進級を判定するため、進級判定会議を設ける。

- 2 進級判定会議は、副学院長、教務課長、主査および教員をもって構成する。
- 3 進級判定会議は、教務課長が招集する。
- 4 進級判定会議は、次の事項を審査して単位修得の認定を行い、進級の可否を判定する。
  - (1) 学生の出欠状況ならびに授業態度
  - (2) 学生の単位履修状況
  - (3) その他必要と認めること。

(卒業判定会議)

第6条 学生の卒業を判定するため、卒業判定会議を設ける。

- 2 卒業判定会議は、副学院長、教務課長、主査および教員をもって構成する。
- 3 卒業判定会議は、教務課長が招集する。
- 4 卒業判定会議は、次の事項を審査して単位修得の認定を行い、卒業の可否を判定する。
  - (1) 学生の出欠状況ならびに授業態度
  - (2) 学科成績、実習成績
  - (3) 学生の単位履修状況
  - (4) その他必要と認めること。
- 5 卒業判定会議は、次の事項を協議する。
  - (1) 成績優秀者の決定
  - (2) 総代の決定
  - (3) その他必要と認めること。

(入学試験会議)

第7条 入学試験を適正かつ公正に実施するため、入学試験会議を設ける。

- 2 入学試験会議は、副学院長、教務課長、主査およびその他副学院長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 入学試験会議は、教務課長が招集する。
- 4 入学試験会議は、次の事項を協議する。
  - (1) 学生募集に関すること。
    - ア 募集の方法に関すること（推薦、一般）。
    - イ 募集要項の作成、配布に関すること。
    - ウ その他学生募集に関し必要と認めること。
  - (2) 入学試験に関すること。
    - ア 試験の日程に関すること。
    - イ 筆記試験および面接試験に関すること。
    - ウ 合否判定および合格発表に関すること。

- エ その他試験に関し必要と認めること。
- (3) その他必要と認めること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。